

官報 号外

平成三年四月十七日

○第百二十回 参議院 會議録 第十九号

平成三年四月十七日(水曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第十九号

平成三年四月十七日

午後二時開議

第一 郵便局の用に供する土地の高度利用のため
の簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動
の調整に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第三八号)(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

この際、日程を追加して、
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調
整に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第
三八号)について、提出者の趣旨説明を求めたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。中
尾通商産業大臣。

平成三年四月十七日 参議院會議録第十九号

議事日程追加の件 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)(趣旨説明)

ありがとうございました。(拍手)
○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に對し、
質疑の通告がございます。発言を許します。
吉田達男君。

〔吉田達男君登壇、拍手〕

○吉田達男君 私は、日本社会党・護憲共同を代
表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整
に関する法律の一部改正案及びそれに関連する法
案に對して質問をいたします。

先立ちまして、日本に初めておいでになりました
ソ連のゴルバチョフ大統領を親愛の意を持って
熱烈歓迎いたしますとともに、お迎えして友好交
渉に当たられる海部総理に国民の期待を込めて激
励を送るものであります。願わくは、このたびが
ソ連と日本の画期的な友好促進の場となり、それ
を通じて極東ひいては世界の平和、経済の一層の
発展の契機となりますように、会谈の成功を祈る
次第でございます。

さて、このたびの大店法政府改正案は、日米構
造協議に基づいて提案された経緯であります。い
かにも日本は米國とは格別の関係にあり、貿易環
境の維持の措置も大切であります。だからとい
て、日本の経済行為に對し不透明な商慣行の改善
など、米國の一方的な要求を甘受して国内政策
を左右することが果たして國益となり、外国商品
の輸入促進と考えていいものでありましょうか。

日本としての歴史、民俗文化は誇りを持って主張
し、日本の将来のためにあるべき制度を追求する
ことはまさに自主的になすべきであると考えるの
であります。この視点をどうお持ちの上本案を提
案されたのか、総理に伺うものであります。

本来商業活動は自由でありまして、私たちはこ
れを経済運営の基本としております。しかし、現
実に地域の限られた商圏の中に突然大きい資本の
スーパーや大型店が自由競争の名のもとに出店し
て、優勝劣敗、その地域で歴史を有して貢献して

きたしにせや零細な小売店をたちまち圧迫して席
巻してしまうことを座して見るならば、商工行政
はどうした、政治は一体どこにあるかと言われざ
るを得ないのであります。このような現象の是
正、救済として、今日まで明らかに通産行政は、
百貨店、スーパー等の大型店の出店を規制し、運
用を強化してきたはずであります。ところが、今
回の大店法の改正は規制の緩和が目的でありまし
て、政策の百八十度転換であります。通産行政の
一貫性を問う国民の批判にどうこたえられるであ
りましょうか。

また、大店法第一条の「中小小売業の事業活動
の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を
図る」との法の大目的をどう全うされる所存か、今
日までの措置の経過とあわせて通産大臣に伺うも
のであります。

さて、各論に移りますけれども、今回、大店法
の改正の骨子であります、商調協、商業活動調整
協議会を廃止して、地域からはますます遠い中央
集権的な大規模小売店舗審議会にゆだねるという
手法は、現地の実情が本當に反映されないのでは
ないか、結局は見切り発車を合法化させることに
なりはしないか、強い懸念を表明するものであり
ます。一部には、これにかわる仮称商業問題協議
会なる機関の設置を求める声もありますが、法的
根拠はなくとも地域の本當の声を果たしたいとい
う要望として受けとめられたらいいものと思つた
のであります。

私たちが衆議院において提案しております、公
開を原則とした都道府県単位の大店審の設置、及
び小売業者や消費者の意見具申の制度化等をどの
ように評価されるのか、あわせて伺うものであり
ます。

私は、率直に申し上げて、出店調整の権限を地
域の事情に精通している地方自治体に任せること
が町づくりの点からも適切だと考えております。
特に、種別境界面積を現行法の二倍に引き上げ、
都道府県の調整をふやすという改正の趣旨を讀む

平成三年四月十七日 参議院會議録第十九号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)(趣旨説明)

ならば、すべての調整案件を自治体に任せられた方が合理的であり、手続も簡素化されると考えられ、提言申し上げる次第であります。通産大臣は、いかがお考えでございますか。

次に、地方公共団体の施策について伺います。改正案の第十五条の五は、「地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」との条項を新設しております。しかし、今日まで地方公共団体が地域の実情に応じて指導、育成しながら上乗せしてきた実績を否定して、規制をやめさせようとしているのであります。これは地方自治法の精神を踏みにじるものであります。憲法第九十四条で保障されている地方自治体の条例制定権を侵すものと言わなければなりません。どう見解をお持ちか、憲法の問題にも及びますから、総理大臣並びに自治大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

この改正案附則第二条は、「施行の日から二年以内に必要な措置を講ずる」としてあります。この趣旨は、伝えられているように規制緩和をアメリカと約束して二年後に見直すこととされて、います。その本音は廃止を意味するのではないかと、またはそうでなくて、中小小売業の事業機会を適切に確保する措置をやるのか、いずれの方針であるのか、大臣の明確な御答弁を伺うものであります。

続いて、輸入品売場特例法案につきまして質問をいたします。私たちがかねてから、国際化の時代でありますから、諸外国と共存共栄を図るべきは当然と考へております。それにしても、法律で規定する必要はないと考へるものであります。商店にとつては、ユーザーの購買志向こそが販売政策のもとであります。好まれる商品であれば当然売れますし、商品売れもいたします。現に自由に輸入品を売っております。長期的に見ても、内容の判然としない輸入品のために大切な売り場面積を固定的に確保して、これを届け出たからには外国商品を

売って維持しなければなりません。大変な努力であります。その確認、監視は一体だれがどのようにして行うのか。また、この維持が困難として増床申請に切りかえて届け出る場合においてはどのように対応するお考えなのか。もしこれを認めるとするならば、まさに法の抜け道で、盲点と指摘せざるを得ないのであります。

この法案第三条の二項の、輸入品売り場面積千平方メートル、これは大変な面積であります。これを超えることとなるときは届け出ることができなるとの規定は、何らの説得力がなく、不要と考へるのであります。いかがお考えか、お伺いをいたします。

次に、特定商業集積法案及び関連二法案について質問をいたします。この町づくり法案及び小振法、民活法改正の御提案は評価するものがあります。願わくは、通産省、建設省、自治省の一層の努力と協力によって商業集積、町づくりが成功されますように期待するものであります。

商店街は、その都市その町の顔であります。いかに大型スーパーが一店出店して繁盛いたしましたとしても、町の顔とはなり得ないのであります。それゆえに、まさに町をデザインする商業集積整備の力を握っております市町村の基本構想作成に際しては、商工会議所または商工会の意見を聞くことが明記されておりますが、法にない地域住民や消費者の意見が十分に組み込まれなければなりませんし、他の商圏や各分野の調整も必要であります。諸制度を駆使しながら、なお足らざるを補う地方自治体の意欲が求められるのであります。末端ほど弱いと言われる市町村の商工行政の体制強化が急務と考へられますが、これを指導、取り組まれる所管官庁たる自治大臣の所見を伺うものであります。

ち、またその公共事業予算の実行権を持つ省ほど心強いものではありません。消費者の足や交通アクセス、街路や公園事業、下水道などの公共事業等と、テーマになっている商業集積事業の施行のタイミングなど、諸般を調整して、掘り返し工事をしない建設省に期待するところ大であります。建設大臣の所見を伺う次第であります。

商店街は、商業集積事業として商業施設を設置いたします。広場も、駐車場も、コミュニティホールも、快適なショッピングの場所として町づくりのために設置いたします。しかし、個々の商店にとりましては、突き詰めればこれらの施設は店舗と異なりまして直接の販売手段ではありません。商店街に來られる方々ではあつても、ついに個人の売り上げになるとは限りませんが、商店街ひいては商店がその負担をしております。その商店街の生命となります中核・大型店舗のテナントに入ることができなくても、商店街の負担金を払わなければなりませんし、自分の駐車場を持っていても商業集積施設駐車場の借入金返済の負担をいたしております。脱落された仲間の負担はさらに組合員商店がかかることになり、このように努力しても、商業集積商店街が確実に振興できる保証はありません。

最も大きいリスクは、他の大型店が任意に出店できることを規制しなかつたこととあります。ゾーニング規制をこのたび一連の法に導入しなかつたことは、まさに画竜点睛を欠くと言わざるを得ないのであります。

法の提案に当たつて、ただいま述べた具体的問題を含め、このたびの大きい法的前進は評価をしながらも、商店街の準公共的施設の商店負担の軽減について、またゾーニング規制について、通産大臣のお考えを伺うものであります。

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
御激励賜りありがとうございます。全力を挙げて取り組んでおります。お尋ねの大法の問題ですが、これは日米構造問題協議というものが、そもそも、対外均衡は正に向けての経済政策協調努力をお互いに補充するものとして、日米双方がそれぞれ相手方に指摘を合した問題を含めて、それがみずから自主的に政策努力を続けていくことを目的としたものでございました。したがって、今回の大法の規制緩和につきましても、これは国内においてもその構造協議のものと前からのいろいろな議論がなされておられ、具体的に申し上げると、昭和六十三年十二月の規制緩和推進要綱や平成元年六月の九〇年代流通ビジョン等において大法法の運用を適正化すべきことが、いろいろな立場の方から議論を尽くされ提言がまとめられたことは議員より御承知のとおりであります。今回の改正も、こうした従来からの規制緩和の方向に沿つて、我が国がみずから行う必要ありと考へた改革を行うものであります。

また、地方自治体の条例制定権についてお尋ねがございましたが、改正法案第十五条の五は、地方公共団体の条例は憲法第九十四条に基づき法律の範囲内で制定することができることとされている、この大前提に立つて、地方自治の観点を踏まえ、地方団体の条例制定権など自主性を十分に配慮しつつ規定されているものであると考へております。

〔国務大臣中尾栄一君登壇、拍手〕
〔国務大臣(中尾栄一君) 多数御質問がございまして、簡潔にお答えをさせていただきますと思ひます。

〔国務大臣(中尾栄一君) 多数御質問がございまして、簡潔にお答えをさせていただきますと思ひます。

〔国務大臣(中尾栄一君) 多数御質問がございまして、簡潔にお答えをさせていただきますと思ひます。

この町づくりのダイナミックにして画期的な事業の特徴は、建設省の参加であります。役所において都市計画法、建築基準法などの許認可権を持

ち、またその公共事業予算の実行権を持つ省ほど心強いものではありません。消費者の足や交通アクセス、街路や公園事業、下水道などの公共事業等と、テーマになっている商業集積事業の施行のタイミングなど、諸般を調整して、掘り返し工事をしない建設省に期待するところ大であります。建設大臣の所見を伺う次第であります。

〔国務大臣(中尾栄一君) 多数御質問がございまして、簡潔にお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、問一の問題といたしまして、大店法の目的といましようか、これをお尋ねだつたと思

また、この法案に対しての意見として自分たちの考え方はどうかというような問いもあつたと思

また、第三のお問い合わせかとも思われますが、大店法の出店調整は地方自治体に任せざるべき

す。一方、大店法の調整権限をすべて都道府県にゆだねる仕組みといたしましては、その運用に

また、二年後の見直しの問題点についてもお触れになられました。大店法の改正法附則第二条と

さらには、輸入品の専門売り場の特例措置の内容についてはいかんという問いがございました

また、準公共的施設の商店負担の軽減について

のお問い合わせもございましたが、近年、消費者ニーズの多様化、高度化、消費者のライフスタイル

かかる観点に立ちまして、これら商業基盤施設整備に対する支援につきましては、いわゆる生活

また、ゾーニング規制をなぜ商店街あるいはまた特定商業集積法に導入しなかつたのかという

大規模小売店舗の出店に当たりまする法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)(趣旨説明)

性化していくような振興策あるいは支援策、こういうのもので対応していくことが適切と考え

最初、大店法の問題と地方自治との関係であります

次に、商業集積関係についてのお尋ねでありましたが、特定商業集積法案において基本構想の

○国務大臣(大塚雄司君) お答え申し上げます。吉田先生御指摘のように、商店街の活性化を

図っていくためには、単に商業振興の観点から店舗等の商業集積を整備するだけでは足りませんで、良好な町づくりの観点に立って、道路を初め関連する公共施設を一体的に整備いたしました。その立地条件や都市環境の改善を図っていく必要があると考えております。

今回御提案申し上げております特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法は、こうした観点に立ちまして、新しい商業集積も含め、特定商業集積の整備及びこれと関連する公共施設整備を計画的、一体的に行おうとするものでございまして、建設省といたしましては、この法に基づき、ただいま自治大臣がお話されました、市町村が策定する基本構想に従いまして関連公共施設の整備を重点的に実施してまいれる所存でございます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長一井淳治君。

審査報告書

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

通信委員長 一井 淳治
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国有公有地の有効活用が強い社会的要請となつておることにかんがみ、簡易保険福祉事業団に、その業務の特例として、都市部に所在する郵便局の用に供する土地の高度利用のための業務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
なお、別紙の附帯決議を行った。
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。
一、郵便局の土地の高度利用に当たっては、地域社会の振興に寄与するよう公用・公共の用のための利用に配慮するとともに、将来にわたつて郵便局の業務に支障を生じないようにすること。

一、郵便局の土地の高度利用業務の目的及び公共的性格にかんがみ、それにふさわしい資金の調達により業務を円滑に実施できるよう配慮すること。

一、簡易保険福祉事業団については、業務の多様化・高度化に伴い、その運営基盤の一層の強化を図るとともに、今後の社会の要請に対し有効な役割を果たせるよう総合的に検討すること。
一、近年における郵便物の急激な増加に対処するため、必要な局舎施設の整備と要員の確保に努めるとともに、職員宿舎の高層化、集約立体化等を図り、大都市圏の職員宿舎の整備を推進すること。

一、郵便事業が、今後、健全な経営を維持するため必要な方策について、中長期的視点に立つた

調査研究を行うこと。
右決議する。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
平成三年三月十四日
衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
郵便局の用に供する土地の高度利用のため「事業団」というに、その業務の特例として、郵便局の用に供する土地に郵便局の庁舎と一棟を成す建物で事務所、会議場等の施設の用に供するものを建設し、及び管理する業務を行わせることにより当該土地の高度利用を図るとともに、その業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

第一条 この法律は、簡易保険福祉事業団(以下「事業団」という)に、その業務の特例として、郵便局の用に供する土地に郵便局の庁舎と一棟を成す建物で事務所、会議場等の施設の用に供するものを建設し、及び管理する業務を行わせることにより当該土地の高度利用を図るとともに、その業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

第二条 事業団は、簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号。以下「事業団法」という)第十九条に規定する業務のほか、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から都市部に所在する郵便物の取集め及び配達の仕事を取り扱う郵便局その他郵便局の用に供する土地で郵

政事業特別会計に所属するものの貸付けを受け、事務所、会議場等の施設の用に供する建物の建設及びこれらの施設の賃貸その他の管理を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
事業団は、前項第一号に規定する施設の賃貸の業務を行うには、当該施設の国又は地方公共団体による公用又は公共の用のための利用に留意しなければならない。

三 事業団は、第一項に規定する業務を行う場合においては、当該業務の円滑な実施及び郵政業務との調和を確保するための基準として郵政省令で定める基準に従つて行わなければならない。

(事業団への土地の貸付け)
第三条 事業団が前条第一項第一号の業務を行う場合は、事業団は、同号に規定する土地について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項ただし書の規定により貸付けを受けることができる法人とする。

(区分経理)
第四条 事業団は、第二項第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)
第五条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として整理しなければならない。

事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

一 国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から都市部に所在する郵便物の取集め及び配達の仕事を取り扱う郵便局その他郵便局の用に供する土地で郵

3 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を郵政事業特別会計に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手續については、政令で定める。

(長期借入金)

第六条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、第二條第一項に規定する業務に必要な長期借入金を受けることができる。

2 事業団は、毎事業年度、前項に規定する長期借入金の償還計画を立てて、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第七条 事業団法第二十七條第一項の規定は、第四條に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金の運用について準用する。

(事業団法の適用)

第八条 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八條中「する」とあるのは「する」とし(郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(以下「高度利用特例法」といふ。))第二條第一項第一号の規定による建物の賃貸をしようとするときを除く。と、事業団法第三十條、第三十一條第二項、第三十二條第一項及び第三十八條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度利用特例法」と、事業団法第三十五條第一号中「又は第二十八條」とあるのは「若しくは第二十八條又は高度利用特例法第六條」と、同條第四号中「第二十七條第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「第二十七條第一項第一号若しくは第二号(これらの規定を高度利用特例法第七條において準用する場合を含む。)」と、事業団法第三十八條第三号中「第十九條」とあるのは「第十九條又は高度利用特例法第二條第一項」と、同條第四号中「第二十

七條」とあるのは「第二十七條(高度利用特例法第七條において準用する場合を含む。)」とする。この法律は、公布の日から施行する。

附則

「一井淳治君登壇、拍手」

○一井淳治君 ただいま議題となりました郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、国有地の有効活用が強い社会的要請となつてゐることにかんがみ、簡易保険福祉事業団に、その業務の特例として、都市部に所在する郵便局の用に供する土地の高度利用のための業務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、対象郵便局を都市部に限定した理由、施設の公用・公共用への優先使用、施設の郵政業務に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長矢原秀男君。

審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し、よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月十六日

法務委員長 矢原 秀男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する等多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないうに配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、次の諸点につき格段の配慮をすべきである。

一 国民が、必要に応じて、広く、容易に、より高度な法的サービスを受受できるようにするため、我が国における適正な法曹人口の確保を図

るとともに、その質の維持に努めること。
二 右の目的を達成するため、法曹養成制度における大学教育との関係及び司法修習制度の在り方については、大学関係者及び法曹三者の密接かつ有機的な協力の下に検討を進めていくこと。

三 法曹三者の合意に基づいて設置される法曹養成制度等改革協議会においては、現在の司法試験・法曹養成制度の基本的理念を尊重しつつ、国民的見地に立つて、これら制度の改善についての協議を行い、その充実・発展を図るようにつとめること。

右決議する。

司法試験法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。平成三年三月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

司法試験法の一部を改正する法律案 司法試験法の一部を改正する法律案 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同條第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八條に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間の実情その他の状況に照らして必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわないうに配慮しつつ、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初め

を受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとすることができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法によるべきものとするときは、当該第二次試験に係る前条の公告の時までに、その旨を告示しなければならない。これをやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六條第四項」を、「第六條第四項及び第八條第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論文式による試験を受けた者は、第八條第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。(経過措置)

2 この法律による改正後の第八條第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、同項に規定する第二次試験の短答式による試験又はこの法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受けていたものとみなされる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

3 司法試験法第六條第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八條第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

〔矢原秀男君登壇、拍手〕

○矢原秀男君 たいだいま議題となりました司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する等多数の問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないように配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短時間で合格できる試験制度に改めようとするものであります。

委員会におきましては、司法試験の近時の実態、法曹養成制度のあり方と諸外国との比較、任官希望者をふやすための方策等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、司法試験・法曹養成制度の見直し等と内容とする附帯決議を全会一致をもつて付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。○議長(土屋義彦君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。午後二時四十分散会

出席者は左のとおり。

- 議長 土屋 義彦君
副議長 小山 一平君

議員

- 木庭健太郎君 寺崎 昭久君
星野 昴市君 白浜 一良君
針生 雄吉君 足立 良平君
野村 五男君 中川 嘉美君
猪熊 重二君 西川 潔君
猪木 寛至君 鈴木 貞敏君
田辺 哲夫君 片上 公人君
及川 順郎君 劉田 貞子君
下村 泰君 勝木 健司君
下稻葉耕吉君 斎藤 文夫君
木宮 和彦君 常松 克安君
矢原 秀男君 中野 鉄造君
喜屋武眞榮君 橋本孝一郎君
小西 博行君 板垣 正君
岩本 政光君 鶴岡 洋君
太田 淳夫君 和田 教美君
広中和歌子君 井上 計君
山田 勇君 井上 孝君
前田 勲男君 峯山 昭範君
高桑 栄松君 中西 珠子君
三木 忠雄君 田淵 哲也君
三治 重信君 田中 正巳君
熊谷太三郎君 加藤 武徳君
山口 光一君 大島 慶久君
吉川 芳男君 上杉 光弘君
小野 清子君 藤田 雄山君
西田 吉宏君 成瀬 守重君
田村 秀昭君 須藤良太郎君
前島英三郎君 高橋 清孝君
永田 良雄君 永野 茂門君
野沢 太三君 平野 清君
秋山 肇君 大塚清次郎君
青木 幹雄君 守住 有信君
狩野 明男君 山岡 賢次君
石原健太郎君 石井 一二君
大河原太一郎君 大木 浩君
岡部 三郎君 関口 恵造君

平成三年四月十七日 参議院會議録第十九号 議長の報告事項

| | |
|---------|--------|
| 堀 利和君 | 國弘 正雄君 |
| 谷本 巍君 | 会田 長栄君 |
| 清水 澄子君 | 三石 久江君 |
| 野別 隆俊君 | 庄司 中君 |
| 竹村 泰子君 | 千葉 景子君 |
| 一井 淳治君 | 田淵 勲二君 |
| 渡辺 四郎君 | 及川 一夫君 |
| 細谷 昭雄君 | 本岡 昭次君 |
| 大森 昭君 | 松前 達郎君 |
| 稻村 稔夫君 | 菅野 久光君 |
| 橋山 篤君 | 村沢 牧君 |
| 安恒 良一君 | 対馬 孝且君 |
| 田 英夫君 | 赤桐 操君 |
| 浜本 万三君 | 鈴木 和美君 |
| 粕谷 照美君 | 佐藤 三吾君 |
| 山本 正和君 | 谷畑 孝君 |
| 山田 健一君 | 古川 三郎君 |
| 星川 保松君 | 角田 義一君 |
| 日下部禮代子君 | 吉田 達男君 |
| 磯村 修君 | 林 紀子君 |
| 吉川 春子君 | 堂本 暁子君 |
| 森 暢子君 | 深田 肇君 |
| 新坂 一雄君 | 近藤 忠孝君 |
| 諫山 博君 | 菅野 壽君 |
| 大淵 綱子君 | 湖上 貞雄君 |
| 井上 哲夫君 | 高井 和伸君 |
| 神谷信之助君 | 沓脱タケ子君 |
| 糸久八重子君 | 上野 雄文君 |
| 小川 仁一君 | 栗森 喬君 |
| 池田 治君 | 山中 郁子君 |
| 橋本 敦君 | 矢田部 理君 |
| 福岡 知之君 | 青木 薪次君 |
| 野田 哲君 | 笹野 貞子君 |
| 乾 晴美君 | 吉岡 吉典君 |
| 市川 正一君 | 八百板 正君 |
| 安永 英雄君 | 久保田真田君 |
| 久保 巨君 | 瀬谷 英行君 |
| 山田耕三郎君 | 中村 鋭一君 |

立木 洋君

小笠原貞子君
上田耕一郎君

| | |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 海部 俊樹君 |
| 法務大臣 | 左藤 惠君 |
| 通商産業大臣 | 中尾 米一君 |
| 郵政大臣 | 関谷 勝嗣君 |
| 建設大臣 | 大塚 雄司君 |
| 自治大臣 | 吹田 悦君 |

議長の報告事項

去る十二日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(閣法第九〇号)

律案(閣法第九〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを環境特別委員会に付託した。
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(閣法第九一號)

同日議長は、次の議員提出案を建設委員会に付託した。

住宅基本法案(村沢牧君外七名発議)(参第一号)
同日議長は、次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

育児休業等に関する法律案(閣法第八五号)
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

行政事務に関する国と地方の關係等の整理及び合理化に関する法律案(閣法第七五号)

内閣委員会に付託
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案(閣法第六六号)

民事調停法の一部を改正する法律案(閣法第八三号)

法務委員会に付託

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案(閣法第四四号)

社会労働委員会に付託
輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案(閣法第三九号)

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案(閣法第四〇号)

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四一號)

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四二號)

河川法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案(小澤克介君外七名提出)(衆第九号)

法務委員会に付託
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(和田貞夫君外十名提出)(衆第一二號)

同日の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案(小澤克介君外七名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

アイヌ民族の北方領土における先住民族としての漁業権に関する質問主意書(改正敏君提出)

「子どもの権利条約」に関する質問主意書(立木洋君提出)

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成二年度漁業の動向に関する年次報告及び平成三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

三石 久江君 補欠 篠崎 年子君

山口 哲夫君 補欠 岩本 久人君

後藤 正夫君 補欠 大島 慶久君

山東 昭子君 補欠 西田 吉宏君

岩本 久人君 補欠 山口 哲夫君

栗村 和夫君 補欠 会田 長栄君

篠崎 年子君 補欠 三石 久江君

野別 隆俊君 補欠 庄司 中君

大蔵委員 大島 慶久君 補欠 後藤 正夫君

文教委員 会田 長栄君 補欠 栗村 和夫君

商工委員 庄司 中君 補欠 野別 隆俊君

予算委員 西田 吉宏君 補欠 加藤 武徳君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日
 警察庁長官 大森 義夫 警察庁長官 平三・三
 官官房審議官 官官房総務審議官 平三・四・三
 法務省 今岡 一容 最高検察庁 平三・四・五
 正局長 今岡 一容 最高検察庁 平三・四・五
 法務省保 佐藤 勲平 福岡地方 平三・四・五
 護局長 佐藤 勲平 検察庁 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官房総務審議官 大森 義夫君
 法務省矯正局長 飛田 清弘君
 法務省保護局長 古畑 恒雄君
 同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房総務審議官大森義夫君外二名(同日議長承認を、第百二十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岩本 久人君

補欠

山口 哲夫君

地方行政委員

篠崎 年子君

三石 久江君

辞任

大島 慶久君

補欠

後藤 正夫君

西田 吉宏君

山東 昭子君

会田 長栄君

栗村 和夫君

庄司 中君

野別 隆俊君

三石 久江君

篠崎 年子君

山口 哲夫君

岩本 久人君

大蔵委員

辞任

後藤 正夫君

補欠

大島 慶久君

文教委員

辞任

栗村 和夫君

補欠

会田 長栄君

商工委員

辞任

野別 隆俊君

補欠

庄司 中君

予算委員

辞任

加藤 武徳君

補欠

西田 吉宏君

同日委員長から次の報告書が提出された。
 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(閣法第五一号)審査報告書
 司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)審査報告書
 同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。
 同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく平成元年度において防災に關してとつた措置の概況及び平成三年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

発行所 千一〇五 東京都港区
 虎ノ門二丁目二番四号
 大蔵省印刷局
 電話 03 (3587) 4302
 定価 本号一部 三円